

## 日本女子体育大学における公的研究費等の運営・管理を適正に行うための基本方針

令和4年9月14日 策定  
最高管理責任者（学長）

日本女子体育大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、日本女子体育大学における公的研究費等の運営・管理を適正に行うための基本方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

また、この基本方針を改定する場合は、不正防止計画推進委員会の意見を聴いた上で、最高管理責任者（学長）が行うものとする。

1. 公的研究費等の不正防止計画推進に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正防止に関する意識向上を図るため、コンプライアンス教育・啓発活動の実施体制を構築する。
3. 不正を発生させる要因に対応した実効性のある不正防止計画を策定し、確実かつ継続的に実施する。
4. 公的研究費等の適正な運営・管理を行うことができるよう、実効性のあるチェック体制を構築する。
5. 本学における不正防止に関する取り組みについて、積極的に情報発信する。
6. 公的研究費等の不正使用が起こらない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

以 上